

令和7年度 校外生活の決まり

子どもたちが健全で安心・安全な生活を送ることができるよう、本校では校外生活について学年に応じて具体的に指導しています。ご家庭においても実情に合わせてお子様にご指導ください。

1 外出

- (1) 小学生らしい服装を心掛け、特に過度な露出のないように配慮する。
- (2) どうしても校区外に外出しなければならない場合は、保護者の許しを得てから外出する。（できる限り責任のもてる大人と一緒に外出する。）
- (3) 外出するときは、行き先、目的、誰と一緒に、帰る時刻などを保護者に伝えてから出掛ける。保護者のいないときは、置き手紙などをする習慣を身に付ける。
- (4) 外出をするときには、防犯笛や防犯ブザーを身に付ける。
- (5) 夜間の子どもだけの外出は控える。外出する必要がある場合は、必ず責任のもてる大人と一緒に行動する。

2 交通安全

- (1) 交通ルールを守る。
 - 右側歩行を守り、**飛び出しは絶対にしない。**
 - 交差点や踏切では一時停止し、左右をよく見て、安全を確かめて渡る。
 - 横断歩道や歩道橋のあるところを渡る。
 - (2) 自転車には気を付けて乗る。
 - 保護者の許しをもらう。**なるべくヘルメットをかぶって乗る。**
 - 安全点検をする。（ブレーキ、ライト、サドルの高さ、鍵など）
 - サドルに座って、両足が地面に着く自転車に乗る。
 - 道路の左側を一通りで通る。
 - **飛び出し、二人乗り、スピードの出し過ぎ、並走はしない。**
 - 交差点や踏切では一時停止し、左右をよく見て、安全を確かめてから、自転車を押して渡る。
 - 夜間には、極力、自転車に乗らないようにする。どうしても乗る場合は、ライトをつける。
 - 自転車で学校に来たときは、校門を入ったら自転車を降りて押し、決められた場所に並べて置く。
 - 公園などに自転車を並べるときには、公園利用者の妨げにならないようにきちんと整列して置く。
- （＊裏面へ）

3 遊 び

- (1) 公園や児童館では、**決まりを守って遊ぶ**。片付けをきちんとする。
- (2) 危険な場所では遊ばない。（線路の周辺・工事現場・川や池・資材置き場・空き家・路上・駐車場など）釣りは責任のもてる大人と一緒にする。
- (3) 危険な遊びや迷惑を掛ける遊びをしない。（**空気銃（エアガン）、ＢＢ弾、子どもだけの花火や火遊び、道路等でのスケボーやローラースケートなど**）**特にエアガンなどは、買わない、持たない、使わない。**
- (4) 田畑へのいたずらは絶対にしない。（田んぼに水を引く板には絶対触らない。）
- (5) **保護者の許しなく、カード交換やゲームの貸し借り、売り買いはしない。おごったりおごられたりはしない。**
- (6) 友達の家へ行ったときは、マナーを守る。**大人のいない家には、子どもたちだけで上がり込んで遊ばない。**
- (7) 休日は **10 時まで**は家で過ごし、遊ぶときはそれ以後とする。また、日没までには帰宅する。（**4 月～9 月は午後 6 時、10 月～2 月は午後 5 時、3 月～春休みは午後 5 時 30 分が目安**）
- (8) 午後休業などで早く下校するときは、午後 3 時までには家で過ごすようにする。（学習・お手伝いなど）
- (9) 感染症拡大防止対策が必要な状況のときは、大声を出したり、密になったりするような遊び方をしない。

4 商店・施設への出入り

- (1) コンビニやスーパーなどの店に、買い物以外の目的で入らない。必要のない袋を持って入ったり、買い物をした後に再び商店に入ったりする行為は、万引きの疑いを掛けられるおそれがある。
- (2) ゲームセンター・映画館・海水浴場・プール・飲食店・カラオケ・ボウリング場・スケート場などは、子どもだけで行かない。責任のもてる大人と一緒に行動する。（校区内のイヨテツスポーツセンターも同様。）

5 その他

- (1) 知らない人に誘われても、ついていかない。もし、不審な人に出会ったら「**逃げる」「大声を出す」「防犯笛を吹く」「どこの家でもいいから助けを求める」「安全な場所まで逃げたら素早く 110 番（警察へ連絡）する**」を実行する。
- (2) 身の危険を感じたときは、「まもるくんの家」に助けを求める。
- (3) 不審な電話やメールがあった場合は、「**家の人に知らせる（代わる）」「電話番号や住所を教えない」「何度もかかってくるようなら 110 番する**」を実行する。
- (4) 事故に遭ったり、大きなけがをしたりした場合は、警察や病院、救急車等、必要な対応をした後、学校に連絡する。

☆ 北久米小学校 （089－976－8431）